

意見書案第 8 号

学校部活動の地域移行に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 4 年 12 月 9 日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

学校部活動の地域移行に関する意見書

スポーツ庁と文化庁がそれぞれ設置した有識者会議が持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに令和7年度を目途として段階的な地域移行を実施する内容の提言をまとめた。

近年、日本の教職員の長時間労働は深刻な問題となっており、日々の授業や準備などの実務に加えて放課後は部活動の指導、土日は大会の引率責任者を担う教職員も多く、負担が一層過大なものとなっている。

こうした現状を是正する対応が早急に求められることから、今回の地域移行は一つの選択肢として理解はできるものの、部活動はこれまで教育活動の一環として実施されてきたものであることから、その当事者である生徒、教職員、保護者等の関係者の意見を十分に聴取する必要がある。

また、地域移行により、過大な保護者負担が生じて家計を圧迫することがあってはならないが、国からは十分な予算措置や部活動を支援する体制の保障などは示されていないことから、経済的な理由による部活動を希望する生徒の機会喪失や経済格差による生徒及び保護者間における分断が生じることが懸念される。

よって国におかれては、現状山積している課題を解決し、部活動の地域移行を円滑に進めていくため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 部活動の地域移行に関しては、当事者である生徒、教職員、保護者等の意見を十分に聞き、それぞれの地域の実情等に合わせて進めること。
- 2 部活動の地域移行に伴い過大な保護者負担が生じないよう、また、希望する生徒が部活動の機会を喪失することのないよう、国において十分な費用負担や保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
文部科学大臣
スポーツ庁長官
文化庁長官